

令和 7 年 第 1 回

広陵町議会定例会 議員提出議案

- | | | |
|-------------|----------------------------------|---------|
| 議員提出議案第 2 号 | 広陵町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正することについて | [1 頁] |
| 議員提出議案第 3 号 | 高額療養費制度の維持を求める意見書について | [3 頁] |

議員提出議案第 2 号

広陵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正することについて

上記の案件を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者	広陵町議会議員	坂 野 佳 宏
賛成者	同	小 西 栄 枝
賛成者	同	八 尾 春 雄
賛成者	同	坂 口 友 良
賛成者	同	岡 本 晃 隆
賛成者	同	青 木 義 勝

広陵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

広陵町議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年１２月広陵町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第２項第３号中「水道事業及び」を削り、同条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 令和７年６月１日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議員提出議案第 3 号

高額療養費制度の維持を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者 広陵町議会議員 八 尾 春 雄

賛成者 同 山 田 美津代

高額療養費制度の維持を求める意見書

「治療が続けられない」「命綱を断ち切るものだ」という、がんや難病患者らの怒りの声と世論で、政府は高額療養費制度改悪の一部見直しに続き、今度は今年8月に予定していた負担上限額の引き上げを見送ることを3月7日明らかにしました。

同制度は高額な医療費がかかった際、年収に応じて月ごとに「負担限度額」を設け、患者の自己負担に歯止めをかける仕組みです。厚労省は、すべての所得層、すべての年代で限度額の引き上げを打ち出し、令和7年度予算案に盛り込んでいますが、今後予算の修正を求められる情勢です。

全国保険医団体連合会などの「家計・子育てへの影響調査」によると、当初予定されていた改悪では4割超が「治療を中断する」、6割が「治療の回数を減らす」と答えています（複数回答）。がんや難病の患者にとって受診抑制は命に直結します。

政府は制度見直しの理由に現役世代の保険料軽減をあげてきました。しかし、保険料軽減は平均で月258円（労使折半後129円）にすぎません。現役世代からも改悪への悲痛な声があがり世代分断論は破綻しました。大軍拡・特定企業優遇をやめて財源をつくり、高額療養費制度は維持することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 石破 茂 様
総務大臣 村上 誠一郎 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様